

国土交通省

四国地方整備局長

石橋良啓 殿

平成 2 8 年 度

重 要 事 項 要 望 書

徳 島 市



心おどる水都
徳島

徳島市政の推進につきまして、平素から格別のご配慮を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、本市を取り巻く情勢といたしましては、景気は緩やかな回復基調にあるものの、その足どりをより確かなものにするための切れ目ない経済・雇用対策や、南海トラフ巨大地震に対する早急な対応、さらには中心市街地の活性化など、依然として多くの課題に直面している状況でございます。

その一方、国において、人口減少の克服と地方創生に向けた本格的な取組が始動したことを受け、各市町村は、地方の自立につながるよう自らが考え、責任を持って戦略を策定・推進することが求められているところでございます。

こうした中、本市では、できる限り基金に頼らない財政構造への転換を推し進めながら、「地域・経済の活性化」、「人口減少・少子化対策」、「防災・減災対策」といった喫緊の課題に積極的に取り組むとともに、一步踏み込んだ斬新かつ実行性の高い施策の検討を進め、それらを反映した徳島市版総合戦略の策定に向け、鋭意努力しているところでございます。

しかしながら、地方都市を取り巻く環境が非常に厳しい中、多様な行政需要に的確に対応し、より堅実な市政運営を図るためには、国のご支援やご協力は必要不可欠なものでございます。

つきましては、平成28年度政府予算の編成に際し、本市にとって必要かつ緊要な別添の要望事項について、是非ともご理解と特段のご高配を賜りますようお願い申し上げます。

平成27年7月

徳島市長 原 秀 樹



吉野川の直轄管理区間における治水及び地震津波対策の充実・強化について

徳島市担当部課名 土木部 下水道事務所 建設課

【要望の趣旨】

台風などの豪雨、高潮及び南海トラフ巨大地震に伴う津波による浸水被害の軽減を図るため、吉野川流域の治水及び地震津波対策の実施に向け、直轄河川改修事業等の整備促進と新規箇所の早期事業化を図るとともに、治水事業費の予算枠の拡大について、要望するもの。

◆現況・課題等

現在、国において、「吉野川水系河川整備計画」に基づき、治水・利水・環境に関わる施策が効果的かつ総合的に展開されておりますが、平成16年の相次ぐ台風や平成23年の台風15号により、飯尾川流域で多数の家屋が浸水被害を受けた本市では、内水対策を中心とした要望や意見が今も相次いで寄せられております。

また、今後、発生が懸念される南海トラフ巨大地震に伴う津波による浸水被害を未然に防ぐ必要があります。

平成20年度には角ノ瀬排水機場（ $20\text{ m}^3/\text{s}$ ）の整備を、平成24年度には吉野川の津波遡上区間における直轄樋門の耐震対策を概ね完了するとともに、平成24年度には今切川右岸堤防の耐震対策が始まりましたが、未だ十分とは言えない状況にあり、様々な課題に対応するためには、早急な対策が必要となっております。

◆具体的要望内容

吉野川における直轄河川改修事業等の整備促進と新規箇所の早期事業化について、特段のご配慮をお願いいたします。

【内水対策】

- ・角ノ瀬排水機場の能力向上（ $20\text{ m}^3/\text{s} \rightarrow 40\text{ m}^3/\text{s}$ ）
- ・榎瀬江湖川及び宮島江湖川における排水機場の新設

【南海トラフ巨大地震に伴う津波対策】

- ・今切川の堤防の耐震対策
- ・榎瀬川樋門の改築
- ・榎瀬江湖川及び宮島江湖川の今切川合流点における水門新設

また、近年、全国各地で発生している異常気象を勘案すると、今後、さらに水害が多発する恐れがあり、洪水被害を未然に防ぎ、市民の安全で安心な生活を確保するためにも、治水事業の予算枠の拡大を図っていただきますようお願いいたします。

< 主管省庁局 国土交通省 水管理・国土保全局 >

四国地方整備局長
石橋 良啓 様

要望書

吉野川上流域の堤防整備について

平成27年10月
徳島県美馬市

要望書

美馬市は、徳島県の西部に位置しており、市のほぼ中央を東西に「四国三郎」と呼ばれる「吉野川」が、また、南北には、日本百名山「剣山」を源流とする日本一の清流「穴吹川」が流れており、清らかな水と豊かな緑に囲まれた自然の美しいまちです。

本市では、平成27年2月「地方創生」実現に向け「美馬市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、基本目標のひとつとして「時代に合った地域をつくり、安心なくらしを守るとともに、地域と地域を連携する」を掲げ、人口が減少しても住み慣れた地域で安心して暮らすことのできる基盤を確立するための取り組みをはじめました。

人口の減少は、地域経済への影響だけでなく、市民の生活基盤を揺るがし、将来的に「住み慣れた地域で暮らしてゆけなくなる」ことも想定しなくてはならないという認識の下、大塚製薬(株)の工場立地やパナソニックヘルスケア(株)の生産拠点集約などを好機ととらえ、雇用の拡大につながる生産基盤の充実支援に取り組む必要があり、無堤地区の解消（連続堤による堤防の整備）は、安心安全な生活・生産基盤の根幹となる社会資本であります。

本市は、長らく徳島平野の遊水地として、堤防がない地域として据え置かれ、毎年のようにはん濫を繰り返していましたが、早明浦ダムの建設を契機として、昭和40年より悲願であった国による堤防整備に取り組んでいただいております。

現在までに、切戸、脇町第二、郡里、西村・中鳥箇所（箇所）の整備が完了するとともに、長年の懸案であった脇町第一箇所についても、ようやく堤防締切の目処がついているところです。堤防整備が完了した箇所は、様々な面で、飛躍的な発展を遂げています。特に、西村・中鳥箇所は、洪水常襲地帯が防災拠点として生まれ変わろうとしています。また、脇町第一箇所は堤防の延伸に従って、中心市街地が活性化しています。堤防整備などの治水事業は、まちづくりに欠かせない根幹的なインフラ整備であり、国土交通省の皆様に対して、大変感謝しているところです。

しかし、本市には未だ堤防のない箇所が残されており、これまで幾度も洪水被害が発生しております。なかでも戦後最大流量を記録した、平成16年の台風23号では、床上浸水等の甚大な被害があり、その後も平成17年、23年、26年と床上浸水被害が頻発しています。

平成27年9月洪水による鬼怒川の堤防決壊による被害は、治水事業の必要性、緊急性を痛切に感じるところです。

このような中、平成21年8月に策定された吉野川水系河川整備計画において、吉野川本川のすべての無堤地区の解消を図るとともに、今後、概ね10年程度で着手を目指す箇所が示されています。

現在、脇町第一箇所において、築堤事業を進めていただいておりますが、残る無堤地区につきましても、遅滞なく早期に事業着手し、無堤地区の全面解消が図られますよう特段のご支援、ご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

記

1. 事業実施中の「脇町第一箇所」堤防の整備について、早期完成を図られたい。
2. 吉野川水系河川整備計画に位置付けられている「沼田箇所」について、連続堤による堤防の整備に早期に着手し、無堤地区の解消を図られたい。
3. 脇町第一箇所において、堤防締切後の内水はん濫時に応急的な対策が実施できるよう、排水ポンプ車及びクレーン車等の作業場の整備を図られたい。

平成27年10月5日

徳島県 美馬市長 牧田 久



国土交通省
四国地方整備局
局長

石橋 良啓 殿

要 望 書



①

平成16年10月20日 洪水による吉野川の氾濫状況（東みよし町加茂稲持谷付近）



徳島県三好郡東みよし町



要望概要

日頃より、一級河川吉野川流域について格段のご配慮を賜り、主要地区の河川改修事業を推進して頂いていますこと、厚く御礼申し上げます。念願の「加茂第一箇所」も完成し、引き続き「加茂第二箇所」改修に着手して頂きましたこと、さらには「かわまちづくり支援制度」の事業につきましても、ご支援を頂いておりますこと、重ねて御礼申し上げます。吉野川流域は過去より流域住民に深刻な被害をもたらし、近年においても集中豪雨や台風による増水が続き平成16年の台風23号襲来時には、戦後最大流量を記録し家屋への床上浸水等の甚大な被害がありました。しかし、当町には今なお無堤地区が多く残り、住民の安全安心の確保のためにも、早急な河川整備の推進が必要不可欠であります。「災害から国民の生命・財産・社会活動を守ること」は、国が本来果たすべき責務であることから、本要望の趣旨をご理解のうえ、引き続き格段のご配慮を賜り、河川整備を強力に推進して頂きますようお願い申し上げます。



記

1. 近年のたび重なる災害発生を鑑み、事業着手された加茂第二箇所予算への重点配分により事業期間の短縮を要望します。
2. 築堤完成地区での内水被害に機動的に対応すべく、積極的に排水ポンプ車の導入を推進してください。
3. 無堤地区の解消に向け宮岡箇所・昼間箇所・毛田地区についても早期着手を要望します。
4. 河川の適正な維持管理とともに、「かわまちづくり」の整備推進について、引き続き事業協力をお願いします。
5. 安全・安心の確保、良好な自然環境の保全・創出を図り個性ある風土や文化・歴史を生かした活力ある地域づくりを実現するため地域と一体になった治水事業を推進してください。

平成27年10月13日

徳島県三好郡東みよし町

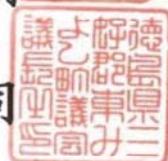
東みよし町長

川原 義朗



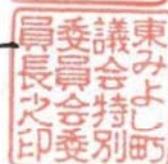
東みよし町議会議長

中川 祐司



吉野川堤防建設促進特別委員長

榎山 幸一



要 望 書

～安全・安心の確保のために～



平成27年 8 月 3 日 ・ 8 月 4 日

四国治水期成同盟連合会

四国地方は、急峻な山地が多く、地質が脆弱であるとともに、台風常襲地帯として多雨地域が広がっており、水害の起こりやすい自然条件下にある。加えて、近年においては、気候変動等の影響で水災害や土砂災害が頻発・激化している。

このような状況下において、平成26年8月の台風11号、12号による記録的な大雨は、四国各所において、深刻な浸水被害をもたらし、特に、那賀川水系においては、戦後最大流量を超える規模の洪水が発生するとともに、仁淀川水系においても、局所的な記録的豪雨により、激甚な浸水被害が発生した。

被災地では、復旧作業に全力を挙げて取り組んでおり、特に直轄事業において、再度災害防止対策として、平成27年度より床上浸水対策特別緊急事業を迅速に採択いただいたところである。しかしながら、四国の地形的特性から、昨年のような被害が他の水系でも起こりうる危険な状況であること、四国地方の一人当たり水害被害額が全国平均の3.4倍となっており、他の地域と比較し劣悪な水準にあること、全国に先駆けて高齢化が進展していることを踏まえ、早急な復旧・再度災害の防止を迅速に行うとともに、予防的な施設整備に全力を挙げて取り組んでいく必要がある。また、災害時の迅速かつ的確な避難誘導をはじめ、危機管理体制の強化を早急に進めることが求められている。

一方、四国地方では近年渇水が頻発しており、特に早明浦ダムでは、平成6年、17年、20年に利水容量が底をつくなど、各地で経済活動や日常生活に計り知れない被害や影響を及ぼしている。

また、河川は、地域の風土や文化・歴史と深く関わっており、四万十川に代表される豊かで潤いのある水辺環境の創出や活力ある地域づくりを実現するため、地域と一体となった治水事業の推進を期待する地域の声が極めて大きくなってきている。

さらに、マグニチュード8以上の南海トラフ地震が今後30年以内に70%程度の高い確率で発生すると予測されており、目前に迫る脅威に対し、早急な地震・津波対策の実施が不可欠となっている。

四国地方における治水事業予算は、近年の厳しい予算環境の中、格別のご配慮をいただき、近年完成した波介川河口導流路や吉野川のほたる川排水機場等の治水施設の整備により、地域住民の生活及び生産活動の安定・活性化が図られており、地方創生・人口減少の克服のためにも更なる治水施設の整備が望まれている。さらに、老朽化した治水関係施設の割合も大きくなっており、その対策も必要となってきている。このため、地域住民の安全・安心の確保に責務を負う我々としては、津波や洪水などにより甚大な災害が起きてからでは、多くの人命や財産が失われるだけでなく、復旧や生活再建に多大な労力と予算が必要になり、地域経済の発展ひいては国家の繁栄を考えると、このような喫緊の課題への対応の遅れが後世に大いなる禍根を残すのではないかと危惧しているところである。

治水事業は、洪水などの災害から国民の生命や財産を守り、健康で豊かな生活環境と安全で活力ある社会を実現するための最も根幹をなす社会資本整備である。その重要性はいつの時代に

あっても不変であり、たとえ経済が危機的な状況にあっても、「国家百年の計」として国が地方と適切な役割分担のもと、責任を持って着実に実施しなければならない。

については、本総会の総意に基づき、安全で安心な国土を実現し、子々孫々に引き継ぐべく、次の事項を国会並びに政府に対し強く要望する。

記

- 1 国土保全上または地方創生を実現するために特に重要な水系については、災害から国民の生命や財産を守り、社会経済活動が確実に守られるよう、国が地方と適切な役割分担のもと、責任を持って引き続き河川の管理を行うとともに、治水対策の観点から必要不可欠な堤防やダムなどの根幹的施設の整備を強力かつ計画的に推進すること。
- 2 地球温暖化に伴う気候変動による豪雨が激化傾向にあり、洪水被害の拡大が懸念されることから、予防的な治水対策に充てる投資を確保し、洪水被害を未然に防止するため、治水事業費の必要額を確保すること。
また、地方の国土強靱化の取組が円滑に実施できるよう、総合的な防災・減災対策の実施や社会資本の老朽化対策を計画的に進めて行く必要があることから、新たな交付金制度も含め社会資本整備財源の安定的な確保や、緊急防災・減災事業債の恒久化をはじめ起債制度の拡充を図ること。
- 3 毎年激化する洪水に備え、流域一体となった防災・減災対策を積極的に進めるとともに、河川管理施設の老朽化対策等により適正な維持管理をするため、必要な予算を確保すること。また、各地で恒常的に発生する渇水に備え、地域の実情に応じた水資源の確保を図ること。さらに、地球温暖化に伴う海面の上昇や台風の巨大化に備え、堤防の高潮対策などを推進すること。
- 4 平成26年8月の台風11号、12号のように、時期が近接した災害は、一連の複合災害として捉え、災害救助法の適用範囲を柔軟に設定できるようにするとともに、小規模自治体に配慮した適用基準の見直しを行うこと。併せて、災害規模によって、市町村ボランティアセンターの設置、運営等の経費及び被災者への介護サービス提供経費や介護施設の受け入れ経費を災害救助法の支援対象とするなどの支援内容の充実を図ること。
- 5 市町村や地域住民と連携し、河川や水辺の持つ多様な機能や地域の創意としての知恵を活かした「かわまちづくり」を強力に推進し、治水上及び河川利用上の安全・安心を確保すること。
- 6 「犠牲者ゼロ」を目指すため、市町村が迅速かつ的確に情報の収集・伝達、水防活動を実施できるよう水災害予報センターや情報収集システムの充実・強化、津波・

洪水ハザードマップ作成の支援及び避難体制構築のための情報提供の充実を図ること。併せて、被災後の被害の拡大防止や早期復旧を図るため、「緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）」の充実・強化を図ること。

7 南海トラフ地震による壊滅的な被害を軽減するため、堤防や樋門などの地震・津波対策を緊急かつ強力に推進するとともに、被災後の迅速な復旧・復興を支えるアクセス網の整備を早急に進めること。そのためにも、復興財源の「全国防災」に代わる新たな制度を創設し、予算確保をすること。

8 国土の強靱化や広域災害対応などで重要な役割を担っている国土交通省の地方整備局及び各事務所など出先機関の事務機能の強化を図ること。

平成27年8月3日・4日

四国治水期成同盟連合会

会長 愛媛県大洲市長 清水



副会長 徳島県阿南市長 岩浅嘉



副会長 香川県丸亀市長 梶 正



副会長 高知県四万十市長 中平正



吉野川上流



平成26年8月3日 出水による無堤地区の氾濫状況（東みよし町三三大橋より）

近年では、平成16年台風23号洪水により戦後最大流量を記録するなど、度重なる出水により家屋への浸水被害等が頻発した。

「災害から国民の生命・財産・社会経済活動を守ること」は、国が本来果たすべき責務であることから、国による河川整備を促進するため下記事項を要望する。

1. 吉野川は、国土保全上又は国民経済上特に重要な河川であることから、今後とも国直轄による河川管理の継続を図るとともに、河川管理施設や河川の状態等に対応した的確な河川の維持管理水準を確保すること。
2. 被害を防止軽減し安全・安心を確保するため、次期社会資本整備重点化計画を踏まえ、地方へ治水予算を重点配分し河川整備事業費の増額を図られたい。
3. 溢水による被害が頻発している吉野川上流域の築堤を強力に推進し、無堤地区の早期解消を図られたい。
4. 漏水堤防等、重要水防箇所の早期解消を図られたい。
5. 築堤完成地区で多発する大雨による内水被害（家屋等の浸水）を防止する施設の整備促進を図られたい。
6. 内水はん濫の状況に応じて、迅速かつ的確な災害対応を図るため、機動的な排水ポンプ車等の各種災害対策用機械の配備を推進すること。
7. 洪水等の災害発生に備え、情報の収集・伝達手段の確保等の危機管理体制を強化・推進するとともに、住民が共に助け合う災害に強い地域づくりを支援されたい。
8. 大規模な災害に対して迅速かつ的確に対処できるよう、専門職員の派遣等も含めた機動的かつ総合的な応援活動が実施できる体制づくりをお願いしたい。
9. 災害時における水防活動や応急復旧の拠点・避難場所として、平常時には河川情報の発信拠点として、中鳥河川防災ステーション（仮称）の整備をお願いしたい。
10. 安全・安心の確保、良好な自然環境の保全・創出を図り、個性ある風土や文化・歴史を生かした活力ある地域づくりを実現するため、地域と一体となった治水事業を推進されたい。

吉野川上流改修促進期成同盟会

吉野川下流



平成16年10月20日
台風23号による出水状況
(吉野川市役所より撮影)

吉野川下流域においては、堤防は概ね整備されているものの堤内地盤が低く、台風や集中豪雨によって内水被害が発生している。特に平成16年には、台風23号洪水により戦後最大流量を記録するなど、度重なる出水により家屋への浸水被害等が頻発しており平成26年度も浸水被害を受けたところ。また、旧吉野川・今切川においては堤防の整備水準が低く、さらに、徳島県が公表した南海トラフ巨大地震による津波浸水想定において、甚大な被害の発生が懸念されている。

「災害から国民の生命・財産・社会経済活動を守ること」は、地域住民の生活及び生産活動の安定・活性化が図られ、地方創生・人口減少の克服のために必要なことであり、国が本来果たすべき責務であることから、国による河川整備を促進するため下記事項を要望する。

1. 予防的な治水対策に充てる投資を確保し、洪水被害を未然に防止するため、治水事業費の増額を図ること。
2. 吉野川は、国土保全上又は国民経済上特に重要な河川であることから、今後とも国直轄による河川管理を継続するとともに施設点検や補修に必要な維持管理予算の確実な確保を図り、毎年激化する洪水に備え、河川管理施設や河川の状態等に対応した的確な河川の維持管理水準を確保すること。
3. 気候変動に伴うゲリラ豪雨の頻発、激化や、南海トラフ巨大地震の発生に備え、吉野川水系河川整備計画に基づき、旧吉野川無堤地区の解消、河川管理施設の地震津波対策、漏水等の堤防危険箇所の解消を強力に推進すること。
4. 南海トラフ巨大地震の発生に備え、吉野川下流域における河川管理施設の地震津波対策を強力に推進するため、全国防災事業に代わる「新たな制度」を創設すること。
5. 毎年のように浸水被害に悩まされている吉野川下流域における流域一体となった内水対策を積極的に推進するとともに、内水はん濫の状況に応じて、迅速かつ的確な災害対応を図るため、機動的な排水ポンプ車等の各種災害対策用機械の配備を推進すること。
6. 洪水等の災害発生に備え、情報の収集・伝達手段の確保等の危機管理体制を強化・推進するとともに、市町村が整備する「洪水ハザードマップ」の作成支援や、住民が共に助け合う災害に強いまちづくりを構築するための情報提供の充実を図ること。
7. 河川や水辺の持つ多様な機能や地域の特性を活かし、歴史、風土等に根ざした魅力ある良好な河川環境の形成を推進すること。

吉野川改修促進協力会